第五回國会衆議院　内閣委員会議録第十六号

昭和二十四年五月七日（土曜日）
午前十一時五分開議

出席委員
委員長　齋藤　隆夫君
理事　青木　正君　理事　池田正之輔君
理事　小川原政信君　理事　吉田吉太郎君
理事　有田　喜一君　理事　木村　榮君
理事　鈴木　幹雄君
江花　靜君　柳澤　義男君
小林　信一君　山口　武秀君
佐竹　晴記君

出席國務大臣
厚生大臣　林　讓治君

出席政府委員
経済安定政務次官　中川　以良君
法務行政長官　佐藤　藤佐君
商工政務次官　有田　二郎君
労働政務次官　山崎　岩男君

委員外の出席者
専門員　龜卦川　浩君
専門員　小關　紹夫君

五月六日
委員淺沼稻次郎君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日
淺沼稻次郎君の補欠として坂本泰良君が理事に当選した。

四月三十日
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出第一六四号）

五月四日
経済調査廳法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七五号）

同月二日
法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一七四号）（予）

四月三十日
自治省新設の請願（大野伴睦君外二名紹介）（第七一七号）
水道行政の一元化に関する請願（大野伴睦君外二名紹介）（第七一八号）
道路運送監理事務所存続の請願（小川平二君紹介）（第七二三号）
同（柄澤ゼム子君外三名紹介）（第七二四号）
同（飛鳴繁君紹介）（第七二五号）
同（坪川信三君紹介）（第七四二号）
同（三浦寅之助君紹介）（第七四三号）
同（龍野喜一郎君紹介）（第七四四号）
同（畠山重勇君紹介）（第七四五号）
同（福田繁芳君紹介）（第七四六号）
同外一件（池見茂隆君紹介）（第七四七号）
同外二件（松木弘君紹介）（第七四八号）
主要統計調査費全額國庫負担の請願（木村公平君外二名紹介）（第七六七号）
道路運送監理事務所存続の請願（大野伴睦君紹介）（第七七九号）
同（小金義照君紹介）（第七八〇号）
同（柳澤義男君紹介）（第七八一号）
同外一件（阿左美廣治君紹介）（第七八二号）
同外八件（内藤隆君紹介）（第七八三号）
同外一件（田中堯平君外一名紹介）（第七八六号）

五月四日
道路運送監理事務所存続の請願（大橋武夫君紹介）（第七八八号）
同（小金義照君紹介）（第七八九号）
薬務局存置の請願（青柳一郎君紹介）（第七九二号）
道路運送監理事務所存続の請願（橋直治君紹介）（第八一五号）
同（竹尾弌君紹介）（第八二一号）
同（坂本實君紹介）（第八二二号）
同（佐久間徹君紹介）（第八二三号）
薬務局存置の請願（福田繁芳君紹介）（第八二九号）
同（鈴木仙八君紹介）（第八三〇号）
道路運送監理事務所存続の請願（北川定務君紹介）（第八三一号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願（圖司安正君外七名紹介）（第八四二号）
道路運送監理事務所存続の請願（田中重彌君紹介）（第八五〇号）
同（今澄勇君紹介）（第八五七号）
同（北村德太郎君紹介）（第八五八号）
同外一件（福田昌子君紹介）（第八五九号）
同外五件（保利茂君外四名紹介）（第八六〇号）
薬務局存置の請願外二件（今泉貞雄君紹介）（第八六一号）
公衆衛生、予防、医務三局の合併反対に関する請願（田代文久君外一名紹介）（第九一七号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願（畠田信吉君外一名紹介）（第九二〇号）
同（中曾根康弘君外八名紹介）（第九二一号）
同（吉田安君外一名紹介）（第九二二号）
同（圓谷光衛君紹介）（第九二三号）
道路運送監理事務所存続の請願（永井要造君紹介）（第九三五号）
同（堀川恭平君紹介）（第九三六号）
同（苫米地義三君紹介）（第九三七号）
同（大橋武夫君紹介）（第九三八号）
同（西村久之君紹介）（第九三九号）
道路運送監理事務所を地方に移譲の請願（橋本龍伍君外一名紹介）（第九四〇号）
建設省に砂防局設置の請願（越智茂君紹介）（第九四一号）
札幌地方商工局帶廣出張所存置の請願外一件（柄沢ゼム子君紹介）（第九四五号）
薬務局存置の請願外四件（今泉貞雄君紹介）（第九四六号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願（大村清一君外一名紹介）（第九四八号）
同（大石武一君外二名紹介）（第九四九号）
同（南好雄君外一名紹介）（第九五〇号）
同（山本猛夫君紹介）（第九五一号）
同（上林山栄吉君紹介）（第九五二号）
同（村上勇君紹介）（第九五三号）
同（瀬戸山三男君外五名紹介）（第九五四号）
同（受田新吉君紹介）（第九五五号）
同（三池信君外一名紹介）（第九五六号）
同外十二件（首藤新八君紹介）（第九五七号）
薬務局存置の請願（松永佛骨君紹介）（第九五八号）
道路運送監理事務所存続の請願（松尾トシ子君紹介）（第九五九号）
同（土井直作君紹介）（第九六〇号）
同外一件（佐竹新市君紹介）（第九六一号）
同（水野彦治郎君紹介）（第九八九号）
同（山本猛夫君紹介）（第九九〇号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願外二件（片岡伊三郎君紹介）（第九九四号）
労働行政機構の一元化に関する請願（福田昌子君紹介）（第一〇〇〇号）

同月六日
鉱山の生産及び保安行政を商工省に統一の請願（小金義照君紹介）（第一〇〇四号）
道路運送監理事務所存続の請願（竹山祐太郎君紹介）（第一〇二一号）
薬務局存置の請願（中川俊思君紹介）（第一〇二三号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願（鈴木明良君外四名紹介）（第一〇二四号）
同（前田正男君外四名紹介）（第一〇二五号）
同（林百郎君外十一名紹介）（第一〇二六号）
同外一件（田中啓一君外二名紹介）（第一〇二七号）
厚生省衛生三局及び地方廳衛生部存置の請願（丸山直友君紹介）（第一〇三〇号）

道路運送監理事務所存続の請願（若松虎雄君紹介）（第一〇五八号）
同（石原圓吉君紹介）（第一〇五九号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願（稲田直道君紹介）（第一〇六一号）
同（小平久雄君外四名紹介）（第一〇六七号）
業務局存置の請願（今泉貞雄君紹介）（第一〇六九号）
盛岡測候所職員整理反対に関する請願（石川金次郎君紹介）（第一〇九〇号）
道路運送監理事務所存続の請願（加藤鐘造君紹介）（第一〇九六号）
同（島田末信君紹介）（第一〇九七号）
同外一件（中村幸八君紹介）（第一〇九八号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願（天野久君外二名紹介）（第一一二〇号）
道路運送監理事務所存続の請願（逢澤寛君紹介）（第一一四五号）
同（天野久君紹介）（第一一四六号）
同（河野謙三君紹介）（第一一四八号）
林野行政と砂防行政との統一に関する請願（關内正一君外三名紹介）（第一一五七号）
建設省に砂防局設置の請願（松永佛骨君紹介）（第一一六〇号）
恩給法の臨時特例改正に関する請願（内藤友明君外四名紹介）（第一一六八号）
福岡縣の商工局出張所存置に関する請願外二件（田代文久君紹介）（第一一七八号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

連合審査会開会に関する件

厚生省設置法施行に伴う法令の整理に関する法律案（内閣提出第一四七号）

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案（内閣提出第一五三号）

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出第一六四号）

経済調査廳法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七五号）

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一七四号）（予）

○斎藤委員長　それではこれより会議を開きます。

本日の日程に入る前に御報告申し上げておきたいことがあります。昨六日に委員の淺沼稻次郎君が辞任せられまして、その補欠として同日坂本泰良君が議長の指名で委員に補欠選任せられましたこと並に御報告申し上げます。

なお淺沼君は理事でありましたので、その補欠として坂本泰良君を理事に指名いたしたいと存じますが、別に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤委員長　異議がなければ、さようにとりはからいます。

○斎藤委員長　次に本日の午後、農林省設置法案及び農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、農林委員会との連合審査会を開きたいと存じますが、これにも御異議はないと思いますが、それでよろしゆうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤委員長　それではさよう決します。

○斎藤委員長　それではこれより本日の日程に入ります。

政府委員の見えられました順序に從いまして提案理由の御説明を願います。まず厚生省設置法の施行に伴う法令の整理に関する法律案について御説明を願います。

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第一條　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

「優生保護委員会」を「優生保護審査会」に、「中央優生保護委員会」を「中央優生保護審査会」に、「都道府縣優生保護委員会」を「都道府縣優生保護審査会」に、「地区優生保護委員会」を「地区優生保護審査会」に改める。

第十八條第二項及び同條第四項中「各優生保護委員会」を「各優生保護審査会」に改める。

第二條　食品衞生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

「第七章　食品衞生調査会」に改める。

第二十五條中「食品衞生調査会」を「食品衞生調査会」に、「中央食品衞生委員会」を「中央食品衞生調査会」に、「地方食品衞生委員会」を「地方食品衞生調査会」に改める。

第三條　医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項、第十五條第二項及び第二十一條中「日本医療團清算監理委員会」を「日本医療團清算監理協議会」に改める。

第四條　あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「あん摩、はり、きゆう、柔道整復営業諮問委員会」を「あん摩、はり、きゆう、柔道整復営業審議会」に、同條及び第二十條中「委員会」を「審議会」に改める。

第五條　薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

「第三章　薬事委員会」を「第三章　薬事審議会」に改める。

第七條、第八條、第十條、第十九條、第三十條及び第五十二條中「薬事委員会」を「薬事審議会」に改める。

第八條、第十一條、第十五條第二項及び第十六條から第十八條まで中「委員会」を「審議会」に改める。

第十條第一項中「小委員会」を「小審議会」に、「薬剤師國家試験小委員会」を「薬剤師國家試験小審議会」に、「公定書小委員会」を「公定書小審議会」に、「新医薬品小委員会」を「新医薬品小審議会」に、同條第二項中「特別小委員会」を「特別小会審議」に改める。

第六條　社会事業法（昭和十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七條、第八條及び第十三條中「中央社会事業委員会」を「中央社会事業審議会」に改める。

第九條中「地方社会事業委員会」を「地方社会事業審議会」に改める。

第七條　引揚援護廳設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項を次のように改める。

この政令は、昭和二十三年五月三十一日から施行する。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

○林國務大臣　ただいま議題となりました厚生省設置法の施行に伴う法令の整理に関する法律案につき、提案の理由を御説明申し上げます。

本法案は國家行政組織法及び厚生省設置法の制定に伴い、優生保護委員会その他五委員会の名称を改めるほか、引揚援護廳設置令に所要の改正を加える必要が生じましたため、優生保護等の関係法令の整理を行おうとするものであります。

何とぞ御審議の上、可決されんことをお願い申し上げます。

○斎藤委員長　次は國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案、山崎政府委員。

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律

第一條　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「專門委員会」を「專門審議会」に改める。

第二十九條及び第三十條中「賃金委員会」を「賃金審議会」に改める。

第二十九條第一項及び第百條中「中央賃金委員会」を「中央賃金審議会」に、「地方賃金委員会」を「地方賃金審議会」に改める。

第七十四條及び第百條第一項中「技能者養成委員会」を「技能者養成審議会」に改める。

第八十六條及び第百條第三項中「労働者災害補償審査委員会」を「労働者災害補償審査会」に改める。

第九十七條第四項中「労働基準局の職員の定員並びに」を削り、「、管轄区域及び職員の定員」を「及び管轄区域」に改める。

第九十八條及び第百條中「労働基準委員会」を「労働基準審議会」に改める。

第九十九條第四項及び第百條第一項中「労働基準監督官分限委員会」を「労働基準監督官分限審議会」に改める。

第百七條第四項中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四條、第五條及び第五十六條中「労働者災害補償保険委員会」を「労働者災害補償保険審議会」に改める。

第三十五條第一項、第三十九條及び第四十一條中「保険審査機関」を「労働者災害補償保険審査会」に改める。

第三條　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「、職員の定員」を削る。

第十二條中「職業安定委員会」を「職業安定審議会」に、「中央職業安定委員会」を「中央職業安定審議会」に、「都道府縣職業安定委員会」を「都道府縣職業安定審議会」に、「特別地区職業安定委員会」を「地区職業安定審議会」に改める。

第三十二條及び第三十三條第二項中「中央職業安定委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第五十三條中「連絡委員会」を「連絡協議会」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

○山崎（岩）政府委員　國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案を審議されるにあたり、本法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行の労働基準法、労働者災害補償保険法及び職業安定法には、諮問機関または調査機関として、各種委員会に関する規定が設けられておりますが、國家行政組織法の施行に伴い、諮問または調査のために置かれる付属機関は審議会または協議会とその名称を改めることとなりましたので、前に申し上げた法律中に規定されている各種委員会を、その性格に應じて、審議会、協議会、審査会等にその名称を改めることとしたのであります。

次に國家行政組織法第十九條の規定により、すべて職員の定員は、法律で定めなければならないことになつておりますので、労働基準法及び職業安定法中職員の定員を命令で定める旨の規定は、これを削除することといたしたものであります。

以上本法律案について御説明申し上げたのでありますが、何とぞ御審議の上、可決されますようお願い申し上げます。

○斎藤委員長　次は法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案の説明を求めます。

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

第一條　供託法（明治三十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「供託局ニ於テ」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若ハ法務総裁ノ指定スル出張所ヵ供託所トシテ」に改める。

第一條ノ二から第一條ノ四までを次のやうに改める。

第一條ノ二　供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若ハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第一條ノ三　供託官吏ノ処分ヲ不当トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第一條ノ四　異議ノ申立ハ供託所ニ異議申立書ヲ提出シテ之ヲ爲ス

第一條ノ五中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「裁判所及ヒ抗告人」を「異議申立人」に、同條第二項中「書類ノ送付ヲ受ケタル日」を「異議申立書ノ提出アリタル日」に「裁判所ニ返還」を「監督法務局又は地方法務局ノ長ニ送付」に改める。

第一條ノ六を次のように改める。

第一條ノ六　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付決定ヲ爲ス

シ此場合ニ於テ異議ヲ理由アルトスルトキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

第一條ノ七を削る。

第二條及び第四條中「供託局」を「供託所」に改める。

第二條　供託法中改正法律（大正十年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「供託局」を「供託所」に、「司法大臣」を「法務総裁」に改める。

第三條　漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條ノ十八中「司法事務局又ハ其ノ出張所ノ管轄トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所ヵ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十五條ノ二十三中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二十八條中「第百三十八條、」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第四條　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所ヵ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第四十五條中「區裁判所」を「地方裁判所」に、「第二十六條」を「第二十四條」に改める。

第五條　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三條中「司法事務局」を「法務局又は地方法務局」に改める。

第五條第二項を次のように改める。

手数料の額は、物價の情況、戸籍の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第八條第二項中「監督司法事務局又はその出張所」を「監督法務局若しくは地方法務局又はその支局」に改める。

第十一條及び第二十八條第一項中「最高法務総裁」を「法務総裁」に改める。

第二十四條第二項中「監督司法事務局」を「監督法務局又は地方法務局」に改める。

第百四十二條及び第百四十三條を削る。

第六條　司法書士法（大正八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

「所屬地方裁判所長」を「其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第一條中「及檢事局」を「、檢察廳、法務局及地方法務局」に改める。

第二條本文中「地方裁判所」を「法務局又は地方法務局」に改め、同條但書を削る。

第三條第二項を削る。

第十條中「司法書士ハ」の下に「故ナク」を加え、同條但書を削る。

第十一條第一項第二号中「五百圓」を「二萬五千圓」に改める。

第七條　社会保險診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「司法事務局又はその出張所」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所」に改める。

第八條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第三項中「司法事務局」を「法務局又は地方法務局」に改める。

第百四十五條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第百五十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第百五十三條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第九條　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方法務局又は其ノ支局ガ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十三條中「第百三十八條ノ三、」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第十條　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條　「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條の二、」を加える。

第十一條　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第十一條第一項中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十二條　商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十三條　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百十條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る。」に改める。

第百二十條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第百二十一條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第十四條　損害保險料率算出團体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第二十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二十四條中「第百三十八條、」の下に「第百三十九條の二、」を加える。

第十五條　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十七條第二項中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第三十三條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第四十一條中「第十三條、」を削り、「乃至第百五十四條第一項、第百五十五條、第百五十六條、第百五十八條及第百五十九條」を「、第百五十一條、第百五十三條及第百五十四條」に改める。

第十六條　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第十七條　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六十七條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第七十六條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第七十七條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ一」を加える。

第十八條　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百十七條及び第百十八條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百二十五條第一項中「第百四十一條」を「第百三十九條ノ二、第百四十一條」に改める。

第百三十九條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百三十九條の次に次の一條を加える。

第百三十九條ノ二　登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第百四十二條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。

登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ

第百四十三條を次のように改める。

第百四十三條　登記所ハ手數料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタル者ニハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル

証明書ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第百五十條ノ三の次に次の二條を加える。

第百五十條ノ四　登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ豫メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ委任ニ因ル代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

第百五十條ノ五　登記所ハ會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者カ手數料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印鑑ノ證明書ヲ交付スヘシ

第百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付キ之ヲ準用ス

第百五十一條第一項後段及ヒ第二項を削る。

第百五十一條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

第百五十一條ノ六第二項中「法務總裁」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十六條の次に次の一條を加える。

第百五十六條ノ二　第百四十三條第一項及ヒ第百五十條ノ五第一項ノ手數料ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十七條中「第十三條、」を削り、「第二十二條第一項」に、「及ヒ第五十九條」を「、第五十九條、第百五十條、第百五十一條、第百五十三條及ヒ第百五十四條」に改める。

第百八十條第一項中「總社員」を「社員」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

前項ノ申請書ニハ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ証スル書面其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但社員ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事錄其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條ノ二第二項中「第三項」を削る。

第百八十八條ノ三第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第三項中「第三項」を削る。

第百九十一條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改める。

第百九十二條を次のように改める。

第百九十二條　削除

第百九十七條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事錄其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但無限責任社員又ハ監査役ノ氏名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百九十八條ノ二第一項中「ノ全員」を削り、同條第三項を次のように改め、同條第四項を削る。

前項ノ申請書ニハ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ証スル書面其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但社員ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百九十八條ノ二第一項中「ノ全員」を削る。

第百九十八條ノ三　削除

第十九條　不動產登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目錄中「第五章　抗告」を「第五章　異議」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條　登記事務ハ登記スヘキ權利ノ目的タル不動產ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

不動產カ數箇ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但數箇ノ法務局又ハ地方法務局管內ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ法務總裁ニ於テ之ヲ指定ス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二　登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第十八條中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條ノ二　登記簿ノ全部又ハ一部ノ滅失シタル登記所ニ申請書編綴簿ヲ備フ

第二十條第一項中「、共同人名簿及ヒ圖面」を「及ヒ共同人名簿」に改め、同條第二項に次の但書を加える。

但申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條第一項中「請求スルコトヲ得」の下に「登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ニ付キ亦同シ」を加え、同條第二項中「登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ」を「登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ手數料ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條中「又ハ豫審判事」を削り、同條に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ完了スル迄ノ間ハ申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニハ之ヲ適用セス

第三十條中「府縣、郡、市、町村若クハ區」を「地方公共團体」に改める。

第三十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三十五條に次の一項を加える。

官廳ノ所管ニ屬スル不動產ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官廳又ハ公署ノ職員ハ第一項第五號ニ揭ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第四十一條、第四十二條及び第四十三條第一項中「戶籍吏」を「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第七十二條　第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ效力ヲ生ス

第七十三條　第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記濟證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴濟證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條　第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了シタルトキ

ハ遺漏ナク第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條　前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ囘復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト牴觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記濟証ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二　登記用紙ノ繼續勢多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三　登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尚建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ增減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第百二條ノ二を次のように改める。

第百二條ノ二　削除

第百三條ノ三及び第百三條ノ四を削る。

第百六條第一号中「家屋臺帳謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相續人カ」を加える。

第百七條中「添附シ前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ圖面ヲ」を削り、「第三十五條第一項」に改める。

第四十一條中「戸籍吏」を「市町村長又ハ區長」に改める。

第四十二條ノ二及び第百四十二條ノ三を削る。

第百四十九條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第百四十九條ノ三及び第四十九條ノ四を次のように改める。

第百四十九條ノ三　異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記官吏ハ其異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ

第四十九條ノ四　削除

第百四十九條ノ五中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

「第五章　抗告」ヲ「第五章　異議」に改める。

第百五十條を次のように改める。

第百五十條　登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第百五十一條中「抗告」を「異議ノ申立」に、「抗告狀」を「異議申立書」に改める。

第百五十二條を次のように改める。

第百五十二條　削除

第百五十三條中「抗告」を「異議」に、同第一項中「抗告裁判所」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十四條から第百五十六條までを次のように改める。

第百五十四條　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第百五十五條　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ處分ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第百五十六條　削除

第百五十七條中「抗告裁判所」及び「裁判所」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條を次のように改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條ノ二の規定を準用する。

二　登記事項の公告は、登記所がする。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、戸籍法第十一條及び第二十八條第一項の改正規定は、昭和二十三年二月十五日から適用する。

2　戸籍手數料の額を定める法律（昭和二十三年法律第五十一号）は、廢止する。

3　戰時民事特別法廢止法律（昭和二十年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十二條」を「第十九條」に改める。

4　この法律施行前にした行爲に對する過料に關する規定の適用については、なお從前の例による。

5　從前の供託法第一條ノ三又は第一條ノ七第一項の規定によつてした抗告に關しては、この法律施行後でも、なお從前の例による。

6　從前の不動產登記法若しくは非訟事件手続法の規定（他の法令で準用する場合を含む。）又は戰時民事特別法廢止法律の規定に基き登記に關してした申請その他の手續又は處分は、この法律に特別の定のある場合を除いて、改正後の相當規定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした申請その他の手續又は處分とみなす。

7　從前の不動產登記法若しくは非訟事件手続法第百三十九條ノ二、第百五十八條又は非訟事件手続法第百五十一條第一項若しくは第百五十一條ノ三第二項の規

定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした抗告に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

8　従前の不動産登記法第百三條ノ三の規定によつてした遺留財産の設定の登記及び従前の同法第百三條ノ四の規定によつて旧王公家軌範（大正十五年皇室令第十七号）による世襲財産の設定の登記については、登記官吏は、その登記のある不動産についてこの法律施行後最初に登記をする場合に、職権でこれを抹消しなければならない。

9　登記所がすべき公告は、当分の間官報でするものとする。但し、登記事項の公告は、当分の間しない。

10　商法第十二條の規定の適用については、登記の時に登記及び公告があつたものとみなす。

○佐藤（藤）政府委員　法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

從來登記及び供託の事務、戸籍に関する監督の事務、司法書士に対する監督の事務等は、司法事務局またはその出張所においてつかさどつて來たのでありますが、さきに提案されました法務廳設置法の一部を改正する法律案におきましては、司法事務局にかわるべき機関といたしまして、法務局及び地方法務局を置き、さらにその事務を分掌するために、支局または出張所を置くことができるようになつております。從つて現在の司法事務局及びその出張所は、右の改正の結果、法務局もしくは地方法務局またはその支局もしくは出張所に改組されることとなるわけでありますが、現行の法律中には、司法事務局またはその出張所の存在を前提とする各種の規定がありますので、これらの規定を整理する必要があるのであります。しかしてこの整理のために改正を要する法律の数は、別に改正の行われる公証人法を除きましても、不動産登記法、供託法を初めといたしまして、なお二十一の多きに及びますので、この法律案におきまして、これらの法律の規定を一括整理することといたしたのであります。なおその中には、右の整理とは別個の理由により、改正の必要のあるものがありますので、その点につきましても、あわせて改正を行うことといたした次第であります。

以下この法律案の概要を御説明申し上げますと、第一に現在法律の規定により司法事務局またはその出張所が行うべきものとされている事務は、すべて法務局もしくは地方法務局またはその支局もしくは出張所においてつかさどることといたしております。すなわち、登記事務につきましては、不動産登記法、非訟事件手続法、農業協同組合法その他の関係法律を改正いたしまして、これらの法律に基く登記事務は、法務局もしくは地方法務局またはその支局もしくは出張所が登記所としてつかさどることといたしました。なおこれに関連いたしまして、登記官吏の不当処分に対しては、監督法務局または地方法務局の長に異議の申立をなし得ることとし、從來不動産登記法及び非訟事件手続法において認められていた抗告の制度にかえることといたしたのであります。

次に供託事務につきましては、供託法を改正いたしまして、金銭及び有価証券に関する供託の事務は、法務局もしくは地方法務局またはその支局もしくは法務總裁の指定する出張所が、供託所としてこれをつかさどることといたしましたほか、供託官吏の不当処分に対しましても、登記の場合と同様の救済方法によることといたしました。

また戸籍事務の監督につきましては、戸籍法を改正いたしまして、法務局または地方法務局の長がこれを行うこととするとともに、戸籍の副本は、監督法務局もしくは地方法務局またはその支局が保存することといたしました。

さらに司法書士に対する監督につきましては、司法書士法を改正いたしまして、司法書士は法務局または地方法務局に所属するものとし、その所属する法務局または地方法務局の長の監督を受けるものといたしました。

第二に、登記の手続につきまして、戰時民事特別法及びこれに基く戰時特別手続令に定められている特例の一部を、不動産登記法及び非訟事件手続法に取入れることといたしております。御承知のごとく、右の特例は登記の手続を簡易化するために設けられたものでありまして、戰時民事特別法の廃止後も、戰時民事特別法廃止法律附則第二項の規定により、当分のうち、その効力を有するものとされて來たのでありますが、過去四年間の実績に徵しましてもその大部分はこれを恒久化し、登記手続の基本法に取入れることが適当であると考えられますので、今回右の特例に若干の修正を施しまして、不動産登記法及び非訟事件手続法にこれを規定することといたしました次第であります。しかしてこのために改正を加えることといたしました事項は、次のごときものであります。すなわち、不動産登記法の関係では、記登事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと、または登記簿の謄抄本の記載事項に変更がないことについて、登記所からその証明を受けるものとしたこと、滅失回復登記の期間中の新登記について、從來の仮設登記簿の制度にかわる申請書編綴簿の制度を設けたこと、登記官吏が登記を移しまたは轉写する場合において、特定の事項の記載を省略すべきものとしたこと、建物の保存、表示変更等の登記の申請書に図面の添付を要しないものとしたこと等であります。

また戸籍法の改正におきましても、戸籍手数料の額を政令で定むべきものといたしました。戸籍手数料の額は、現在法律をもつて定められておりますが、地方自治法におきましては、地方公共團体の長の徵收すべき手数料について、一般に政令で定め得る旨を規定しておりますのみならず、今日のごとき経済事情のもとにおきましては、物價の変動に應じてこれを改訂する必要がありますので、法律には一定の基準を掲げるにとどめ、その額の決定は政令に譲ることといたしたのであります。

さらに司法書士法の改正におきましては、現下の経済情勢にかんがみまして、司法書士に対する過料の額の限度を五百円から二万五千円に引き上げることといたしました。

次に非訟事件手続法の改正におきましては、登記所に提出すべき印鑑につきまして、登記所がその証明をなし得ることといたしますとともに、この法律による手数料についても、不動産登記法の場合と同様、政令でその額を定めることといたしました。

最後に、以上の改正に付随して、必要な字句または引用條文の整理、不要規定の廃止等を行うことといたしております。

以上がこの法律案の大要であります。何とぞ愼重に御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。

○斎藤委員長　次に経済調査廳法の一部を改正する法律案提出の理由を伺います。

経済調査廳法の一部を改正する法律案

経済調査廳法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項を削り、第二項を第一項とし、同項第八号を次のように改める。

八　隠退藏物資の調査並びに供出及び活用の促進に関する事項

第二條中「政令の定めるところにより」を削る。

第三條第一項中「中央経済調査廳官房」を「長官官房」に、同條第二項中「官房及び各部の分掌事項及び分課は、」を「中央経済調査廳の内部組織の細目は、」に改める。

第四條第一項中「長官は、國務大臣を以て、」を「長官は、経済安定本部総裁が、これを任命する。」に改め、同條第一項及び第四項中「第二項」を削る。

第一章中第六條の次に、次の一條を加える。

第六條の二　隠退藏物資の調査、供出及び活用に関する重要事項を調査審議するため、中央経済調査廳に、中央物資活用審議会を置く。

2　前項の審議会の組織、所掌事務、委員その他審議会に関し必要な事項については、物資活用審議会令（昭和二十二年政令第百九十四号）及びこれを改正する政令の定めるところによる。

第七條第二項中「内閣総理大臣の管理に属し、」及び「第二項」を削る。

第八條中「政令の定めるところにより」を削る。

第九條第二項中「総務課及び各部の分掌事項並びに各部の分課は、」を「管区経済調査廳の内部組織の細目は、」に改める。

第十二條第一項中「管区経済調査委員会」を「管区経済調査協議会」に、同條第二項から第五項まで中「委員会」を「協議会」に、同條第二項及び第三項中「委員長」を「会長」に、同條第三項中「これを任命する。」を「これを任命し、又は委嘱する。」に改め、同條第一項、及び第四項中「第二項」を削る。

第二章中第十二條の次に、次の一條を加える。

第十二條の二　各経済調査管区における隠退藏物資の調査、供出及び活用に関する事項を調査審議するため、各管区経済調査廳に、地方物資活用審議会を置く。

2　前項の審議会の組織、所掌事務、委員その他審議会に関し必要な事項については、物資活用審議会令及びこれを改正する政令の定めるところによる。

第十三條第二項中「内閣総理大臣の管理に属し、」及び「第二項」を削る。

第十四條中「政令の定めるところにより」を削る。

第十七條第一項中「地方経済調査協議会」を「地方経済調査協議会」に、同條第二項から第五項まで中「委員会」を「協議会」に、同條第二項及び第三項中「委員長」を「会長」に、同條第三項中「これを任命する。」を「これを任命し、又は委嘱する。」に改め、同條第一項及び第四項中「第二項」を削る。

第十九條第一項中「第二項」を削る。

第二十一條及び第二十二條中「第一條第二項」を「第一條」に改める。

第二十三條中「第一條第二項」を「第一條」に、「経済安定本部令第十五條」を「経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第　号）第五條十四号」に改める。

第二十四條第二項中「中央経済調査廳長官及び管区経済調査廳長は、第一條第二項又は第七條第二項の規定による監査をするため」を「中央経済調査廳長官、管区経済調査廳長及び地方経済調査廳長は、第一條、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による事務を行うため、」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

○中川（以）政府委員　経済調査廳法の一部を改正する法律案を提出するにあたりまして、その提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

御承知のごとく、経済調査廳の設置その他につきましては、すでに國家行政組織法の趣旨にのつとりまして、単独の法律により決定せられているものでありますが、このたび國家行政組織法の実施及び行政機構の改革に伴い、この趣旨に沿う字句の修正程度の改正と、調査廳の業務の能率的運営のため、従来認められておりました関係行政機関に対して、報告を求めることを任命し、又は委嘱する。」に改め、同條第一項及び第四項中「第二項」を削る。

第十九條第一項中「第二項」を削る。

第二十一條及び第二十二條中「第一條第二項」を「第一條」に改める。

第二十三條中「第一條第二項」を「第一條」に、「経済安定本部令第十五條」を「経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第　号）第五條十四号」に改める。

第二十四條第二項中「中央経済調査廳長官及び管区経済調査廳長は、第一條第二項又は第七條第二項の規定による監査をするため」を「中央経済調査廳長官、管区経済調査廳長及び地方経済調査廳長は、第一條、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による事務を行うため、」に改める。

第三十四條第二項中「中央経済調査廳長は、従来、中央経済調査廳長官及び、管区経済調査廳長は、行政監査をするため、関係行政機関から、報告を求めることができることになつていたのでありますが、その事務の範囲を若干廣め、中央経済調査廳長官、管区経済調査廳長及び、地方経済調査廳長が、それぞれの、所掌事務を行うため、関係行政機構から報告を求めることができることとした点などでありまして、なお詳細にわたりましては、逐次、御質疑に應じ御説明申し上げたいと存じます。何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○斎藤委員長　次に通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案の提案説明を求めます。有田政府委員。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

（鉱山保安法の改正）

第一條　鉱山保安法（昭和二十四年法律第　号の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「商工局長」を「通商産業局長」に、「商工省」を「通商産業省資源廳」に改める。

第三十二條第二項から第六項までを削る。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條　削除

（鉱務監督官）

第三十四條　鉱山保安局並びに鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部に鉱務監督官を置く。

第三十六條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長（以下「保安監督部長」という。）」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

（臨時石炭鉱業管理法の改正）

第二條　臨時石炭鉱業管理法（昭和

二十二年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「石炭廳長官」を「資源廳長官」に、「石炭管理委員会」を「炭鉱管理委員会」に、「炭鉱管理審議会」を「全國炭鉱管理審議会」に、「地方炭鉱管理委員会」を「地方炭鉱管理審議会」に改める。

第四十三條第一項中「局長」を「局員」に改め、「局員」を「局長」に改め。同條第二項中「及び主事」を削る。

第四十四條第一項中「一級の商工事務官又は商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十五條　削除

第四十六條第一項中「一級若しくは二級の商工事務官若しくは商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十七條及び第四十八條を次のように改める。

第四十七條及第四十八條　削除

（工業技術廳設置法の改正）

第三條　工業技術廳設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第五号中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條中「及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機関」を「並びに左の二部及び試験研究所」に改める。

第五條第一項及び第二項並びに第六條第六項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。

（試験研究所）

第八條の二　試験研究所は、試験研究等を行う。

2　前項に定めるもの外、試験研究所について必要な事項は、政令で、これを定める。

（中小企業廳設置法の改正）

第四條　中小企業廳設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項中「二局」を「二部」に、「振興局」を「振興部」に、同條第四項中「指導局」を「指導部」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條　削除

（鉱業法の改正）

第五條　鉱業法（昭和二十二年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「商工次官」を「通商産業次官」に改める。

（貿易公團法の改正）

第六條　貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條から第十三條まで及び第三十五條中「理事長」を「総裁」に、「副理事長」を「副総裁」に改め、第十五條第二項中「理事長」を「総裁」に、「貿易廳局長」を「通商産業次官」に改める。

（廃止衡法の改正）

第七條　度量衡法（明治四十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第五條中「農商務大臣」を「通商産業大臣」に改める。

（弁理士法の改正）

第八條　弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「特許局長官」を「特許廳長官」に改める。

第十七條及び第二十條中「弁理士懲戒審議会」を「弁理士懲戒委員会」に改める。

（電氣事業法の改正）

第九條　電氣事業法（昭和六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條、第三十二條ノ二、第三十二條ノ四及び第三十二條ノ五中「中央電氣委員会」を「中央電氣審議会」に改め、第三十二條ノ三から第三十二條ノ五まで中「地方電氣委員会」を「地方電氣審議会」に改める。

（日本製鉄株式会社法の改正）

第十條　日本製鉄株式会社法（昭和八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條　日本発送電株式会社法（昭和十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「電力評價審査委員会ノ議ヲ経テ」を削る。

第十條を次のように改める。

第十條　削除

第十四條第五項を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）

第十二條　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百條第二項及び第三項中「特許局長官」を「特許廳長官」に改める。

（温泉法の改正）

第十三條　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項、第九條第二項、第十六條第二項及び第十七條第二項中「商工局長」を「通商産業局長」に改める。

（石炭鉱業権等臨時措置法の改正）

第十四條　石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

「地方炭鉱管理委員会」を「地方炭鉱管理審議会」に改める。

第四條中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第六條、第十四條第一項、第三十條及び第三十一條第三項中「登録」の下に「通商産業局長に嘱託」を加える。

第十四條第二項中「石炭局長」を「通商産業局長」に改める。

第十五條中「登録を抹消しなければならない」を「登録の抹消を通商産業局長に嘱託しなければならない」に改める。

第三十一條の次に次の一條を加える。

（通商産業局長の登録）

第三十一條の二　第六條（第三十一條第一項において準用する場合を含む。）、第十四條第一項、第十五條（第三十一條第一項において準用する場合を含む。）、第三十條又は前條第三項の規定による石炭局長の嘱託があつたときは、通商産業局長は、遅滞なく登録をしなければならない。

（経済調査廳法の改正）

第十五條　経済調査廳法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「商工」を「通商産業」に改める。

（廃兵器等の処理に関する法律の改正）

第十六條　廃兵器等の処理に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「商工省」を「通商産業省」に改める。

（外國人の財産取得に関する政令の改正）

第十七條　外國人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中第五号を次のように改め、第七号を削り、第八号を第七号とする。

五　通商産業次官

（パイプ類臨時措置規則の改正）

第十八條　パイプ類臨時措置規則（昭和二十一年商工省令第四十九号）の一部を次のように改正す

る。

第三條第一項第三号及び第四條第一項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改め、第二條、第三條第一項第三号、第四條第一項及び第五條第一項並びに様式第二号中「地方商工局長」を「通商産業局長」に改め、様式第二号中「地方商工局」を「通商産業局」に改める。

（アルコール專賣事業特別会計法等の改正）

第十九條　左に掲げる規定中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

アルコール專賣事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）第二條、第九條、第十三條及び第十五條第三項

不正保有物資等特別措置特別会計法（昭和二十三年法律第三十六号）第二條、第三條第一項及び第二項並びに第五條

外國貿易特別円資金特別会計法（昭和二十三年法律第二百十三号）第十條

貿易特別会計法（昭和二十四年法律第　号）第二條、第七條、第十一條及び第十八條第三項

金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）第一條第二項、第二條、第三條第二項

絹繊物及び絹メリヤス生地の検査及び集荷に関する件（昭和二十一年商工省令第十七号）第一條及び第三條

特許権の処分の制限等に関する件（昭和二十一年商工省令第二十号）第一條、第二條第一項及び第三條

化学肥料の緊急増産に関する件（昭和二十一年商工省令第二十六号）第一條、第三條第一項及び第四條

（鉱業法等の改正）

第二十條　左に掲げる法律中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。

鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）

砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）

（特許法等の改正）

第二十一條　左に掲げる法律中「特許局長官」を「特許廳長官」に、「特許局」を「特許廳」に改める。

特許法（大正十年法律第九十六号）

実用新案法（大正十年法律第九十七号）

意匠法（大正十年法律第九十八号）

商標法（大正十年法律第九十九号）

（製鉄事業評價審査委員会官制等の廃止）

第二十二條　左の勅令は、廃止する。

製鉄事業評價審査委員会官制（昭和八年勅令第二百四十五号）

電力評價審査委員会官制（昭和十三年勅令第五百八十号）

臨時商工省に顧問を置くの件（昭和二十年勅令第六百六十五号）

（読替規定）

第二十三條　他の法令中「商工大臣」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

○有田政府委員　わが國經濟の自立を目途として、國際通商主義を中心とする産業行政推進のため、政府は、すでに旬日前通商産業省設置法案を國会に提出し、御審議を仰いで参りましたが、國会の御勞力により近く議決の運びに至りましたことは、まことに感謝にたえぬところであります。

御承知のごとく、通商産業省は從來の商工省、貿易廳等を解体して新たに設置されるのでありますが、その權限、所掌事務等については、從來の商工省のそれを受継ぐ点が多いのでありまして、通商産業省設置法の施行に伴つて、他の法令について当然所要の修正を行わねばならぬのであります。このため政府は、通商産業省設置法の立案に並行して、同法施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案を準備して参りましたがようやく成案を得るに至りましたので、ここに國会に提出し、御審議を仰がんとするものであります。

以下、本法の内容について概説いたしますと、第一には名称の変更でありまして、諸法令中商工大臣、商工次官、商工局長、鉱山監督局長、または商工省、特許局等の旧名称を通商産業省設置法に規定しております通商産業大臣、通商産業次官、通商産業局長、または通商産業省、特許廳等の新名称に改めております。

次に、通商産業省設置法は本年五月二十日に施行されることになつておりますが、六月一日からは國家行政組織法に基くものとなるので、同法の趣旨に合致するよう、所要の法令改正を行つております。すなわち、すでに單行法として制定施行されております工業技術廳設置法、中小企業廳設置法並びに臨時石炭鉱業管理法及び今國会に提出され、現在御審議を仰いでおります鉱山保安法案のうち、機構に関する規定中、國家行政組織法に抵触する部分を改め、通商産業省設置法と重複する部分を削る等の措置を規定しており、さらに、從來ほとんど「委員会」なる名称が冠せられていた諸問機関について、國家行政組織法第三條及び第八條の規定が、「委員会」なる名称は、独立行政機関としての外局たる委員会に限る旨を明示しているので、臨時石炭鉄業管理法、電氣事業法及び弁理士法の規定に現われる「委員会」を「審議会」に改めると同時に、日本製鉄株式会社法及び日本発送電株式会社法中の両会社設立当初に設置され、現在不必要となつている製鉄事業評價審査委員会及び電力評價審査委員会に関する規定を整理し、これらの委員会官制を廃止する旨を規定しております。その他、石炭鉱業權等臨時措置法につきましては、鉱業權使用權等の設定変更等に関する登錄を通商産業省において一元的に行うため、また貿易公團法につきましては、他の諸公團法の規定と均衡をはかるため、從來懸案となつておりました点を改正して、今後の運営に遺憾なきを期しているのであります。

以上申し述べましたところにより、本案提出の理由とその内容とは一應明らかにされたものと存じますが、本法律は手続上、通商産業省設置法と同時に施行を要するものでありますので、何とぞこの点に意を用いられまして、十分に御審議の上、すみやかに御協賛賜わりたいと存ずる次第であります。

○齋藤委員長　日程の説明はことごとく終了いたしましたから、本日はこれにて散会をいたします。

午前十一時四十六分散会

昭和二十四年六月二日印刷
昭和二十四年六月三日発行
衆議院事務局
印刷者　印刷局